

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱

令和5年3月31日 4川こ子幼第706号（市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉施設等に対して、児童の通園に係る送迎用バスの安全装置の設置に要する費用の一部を補助することにより、保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金交付対象施設等）

第2条 この補助事業の対象となる施設又は事業は、国、地方公共団体以外の者が運営し、かつ川崎市内に所在する次の各号に該当する施設又は事業とする。（以下「施設等」という。）

- （1） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- （2） 保育所と同様の業務を目的とする施設であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可並びに認定こども園法第3条第1項及び第3項に基づく認定並びに認定こども園法第17条第1項の認可のいずれも受けていない施設

（補助金交付の条件）

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、施設等において、次の各号に掲げる全ての要件を満たし、補助金の交付を申請した場合は、市長は、予算の定める範囲内において、補助金を交付することができる。

- （1） 安全装置を設置した送迎用バスが、児童の通園における送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）であり、補助金交付の申請年度において、現に運行（委託契約を含む。）するものであること。
- （2） 安全装置は、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日公表）」に適合したものであること。
- （3） 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）等に基づき、安全な保育環境の確保を図り、かつ、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用した施設等の安全管理を行うこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる経費は、施設等において、送迎用バスを安全に運行するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む。）、リース料、導入費用並びにその消費税及び地方消費税とする。

ただし、第3条第1号の要件を満たす送迎用バス1台につき、安全装置1台までを補助するものとし、当該送迎用バスの車両数を超過した安全装置の購入費は補助の対象外とする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、送迎用バス1台当たり175,000円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付申請書（第1号様式）を市長が定める期間内に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びその条件を川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付決定通知書（第2号様式）（以下「交付決定通知書」という。）により補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前条の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付申請取下書（第4号様式）により申請の取下げをすることができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内とする。

(補助事業の変更等)

第10条 申請者は、補助事業の内容等の変更をしようとするときは、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金変更承認申請書(第5号様式)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金中止・廃止承認申請書(第6号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 申請者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金実績報告書(第7号様式)(以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業完了後に交付の申請を行い、交付の決定を受けた場合は実績報告書の提出があったものとみなすことができる。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金確定通知書(第8号様式)(以下「確定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。ただし、前条ただし書きに該当する場合及び、確定した補助金の額と、第7条に規定する交付決定額が同額の場合は、交付決定額をもって補助金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付決定取消書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(財産の処分等の制限)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産

及びその従物並びに単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（関係書類の整備）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助金の交付を受けた者は、各会計年度終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助金の交付を受けた者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

- 2 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（補助対象経費等の遡及適用）

- 2 令和4年9月5日以降における、送迎用バスに安全装置を設置した経費について、令和5年度中に交付の申請があった場合については、補助の対象とする。

〔第2号様式〕

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所

様

標記の補助金については、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱第8条に基づき、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

1 補助金交付額 金 _____ 円

2 申請日 年 月 日

3 補助金交付の条件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに価格が30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、そ

の収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業者は、各会計年度終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。上記の報告があった場合には、補助事業者は、仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

〔第3号様式〕

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号

住所

様

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金については、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱第8条第2項に基づき、次の理由により交付しないことを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

交付しない理由

〔第4号様式〕

年 月 日

川崎市長

所在地
法人名
法人代表者名

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号にて通知のありました標記の補助金の交付決定については、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱第9条に基づき、次のとおり申請を取下げます。

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

〔第5号様式〕

年 月 日

川崎市長

所在地
法人名
法人代表者名

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり変更の承認を申請します。

変更する内容及びその理由

〔第6号様式〕

年 月 日

川崎市長

所在地
法人名
法人代表者名

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

〔第7号様式〕

年 月 日

川崎市長

所在地
法人名
法人代表者名

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けました標記の補助金について、川崎市送迎用バス安全装置設置促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおりその実績を報告します。

- 1 補助金の予定額 金 _____ 円
- 2 施設の名称及び所在地
- 3 施設（事業）の種類
- 4 添付書類
 - (1) 川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金決算（見込）書
 - (2) 設置前、設置後の写真、工事個所がわかる図面
 - (3) 契約書、注文書・注文請求書等の写し
 - (4) 領収書等の写し又は工事事業者が発行した工事完了届等の写し
 - (5) その他市長が認める書類

〔第8号様式〕

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金額確定通知書

川崎市指令 第 号

住所
様

交付決定しました標記の補助金については、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱第12条に基づき、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 確定金額 金 円
- 2 交付決定日 年 月 日
- 3 決定通知書番号 第 号

〔第9号様式〕

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付決定取消書

川崎市指令 第 号

住所
様

年 月 日付け 第 号にて交付決定しました標記の補助金については、川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金交付要綱第13条に基づき、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 取消しの内容
- 2 取消しの理由

[第10号様式]

年 月 日

川崎市長

所在地

法人名

(役職)

(氏名)

代表者

川崎市送迎用バス安全装置設置費用等補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた標記の補助金に係る消費税及び地方消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円

2 消費税の申告の有無 (どちらかを選択) 有 無

(2で「無」を選択の場合は以下不要)

3 仕入控除税額の計算方法 (どちらかを選択) 一般課税 簡易課税

(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要)

4 消費税法別表第3に掲げる法人又は人格のない社団等の場合の特定収入割合

※ 財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人 等

5%以下 5%超

5 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 0円

6 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 0円

7 添付書類

- (1) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
- (2) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)
- (3) 補助金に係る仕入控除税額の積算内訳表
- (4) 特定収入割合を確認できる資料

(注) 1 7の(3)については、消費税の申告「有」、仕入控除税額の計算方法「一般課税」、特定収入割合「5%超」ではない場合に添付してください。

(注) 2 7の(4)については、特定収入割合5%以下の場合に添付してください。

(注) 3 消費税仕入控除税額がない場合であっても、報告書を提出してください。

川崎市送迎用バス安全装置設費用等業補助金
に係る仕入控除税額の積算内訳表

※消費税仕入控除税額報告書の2を「有」、3を「一般課税」とした場合に作成してください。

法人名	
対象施設名	
補助事業名	
指令番号	年 月 日 川こ第 号

1 課税売上割合

課税資産の譲渡等 の対価の額 附表2「消費税等の確定 申告書における課税売上 割合・控除対象仕入税額 等の計算表」の④の額	÷	資産の譲渡等 の対価の額 附表2「消費税等の確定 申告書における課税売上 割合・控除対象仕入税額 等の計算表」の⑦の額	=	課税売上割合 附表2「消費税等の確定 申告書における課税売上 割合・控除対象仕入税額 等の計算表」の④/⑦
[] 円	÷	[] 円	=	[]

※端数処理はしない

2 補助金に係る仕入控除税額

(1) 課税売上高が5億円以下で、課税売上割合が95%以上の場合(全額控除)

補助金の額の確定 額	×	10/110	=	補助金に係る 仕入控除税額
[] 円	×	10/110	=	報告書「6」の金額 [] 0 円

※1円未満切捨

(2) 課税売上高が5億円超、又は5億円以下で課税売上割合が95%未満の場合
ア 個別対応方式の場合

(ア) 課税売上のみ要する補助対象経費に使用された補助金

[] 円	×	10/110	=	[] 0	…①
-------	---	--------	---	-------	----

(イ) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金

[] 円	×	10/110 ×	課税売上割合 []	=	[] 0	…②
① + ② =				報告書「6」の金額 [] 0 円		

※1円未満切捨

イ 一括比例配分方式の場合

補助金の額の確定 額	×	10/110 ×	課税売上割合	=	補助金に係る 仕入控除税額
[] 円	×	10/110 ×	課税売上割合 []	=	報告書「6」の金額 [] 0 円

※1円未満切捨